

山田町営建設工事請負資格審査委員会規程

平成23年4月1日訓令第6号

改正

平成27年3月30日訓令第4号

平成29年3月30日訓令第5号

平成30年7月17日訓令第3号

令和2年3月31日訓令第8号

令和3年3月23日訓令第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、町営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格等に関する規程（平成23年山田町告示第26号）第13条の規定に基づき、山田町営建設工事請負資格審査委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は副町長を、副委員長は財政課長をもって充てる。

3 委員は、次の各号の職にある職員をもって充てる。

- (1) 総務課長
- (2) 税務課長
- (3) 農林課長
- (4) 水産商工課長
- (5) 建設課長
- (6) 都市計画課長
- (7) 上下水道課長
- (8) 政策企画課長

(委員長及び副委員長の職務)

第3条 委員長は、会務を総理し、委員会の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要の都度委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができ

ない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、議事に関係ある職員を会議に出席させて説明又は意見を求めることができる。

5 委員長は、軽易なもので会議を要しないと認めたときは、副委員長及び委員に回議してこれを決することができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、財政課において処理する。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

2 山田町建設業者格付審査委員会規程(昭和55年山田町訓令第7号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。